	四　北緯三十二度五十五分十秒、東経百二十九度五十五分九秒の点 五　北緯三十二度五十六分二秒、東経百二十九度五十五分六秒の点 六　北緯三十二度五十六分二十七秒、東経百二十九度五十五分十八秒の点 七　北緯三十二度五十六分三十八秒、東経百二十九度五十五分四十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十三　海上自衛隊岩国航空基地

対象防衛関係施設の所在地	山口県岩国市	三角町一丁目
対象防衛関係施設の区域	山口県岩国市	三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県岩国市	三角町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで
		一　北緯三十四度九分九秒、東経百三十二度十五分五秒の点 二　北緯三十四度八分五十秒、東経百三十二度十五分十八秒の点 三　北緯三十四度八分十四秒、東経百三十二度十五分六秒の点 四　北緯三十四度八分四秒、東経百三十二度十五分二秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十四　海上自衛隊舞鶴航空基地

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	字長浜七百三十一番地二十
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字長浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部下、字北吸、字佐波賀及び字長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一　北緯三十五度二十九分十五秒、東経百三十五度二十一分四十四秒の点 二　北緯三十五度二十九分四十六秒、東経百三十五度二十一分四十四秒の点 三　北緯三十五度三十分六秒、東経百三十五度二十二分二十二秒の点 四　北緯三十五度二十九分五十八秒、東経百三十五度二十三分七秒の点 五　北緯三十五度二十九分三十三秒、東経百三十五度二十三分二十九秒の点 六　北緯三十五度二十八分五十六秒、東経百三十五度二十三分二十三秒の点 七　北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十五度二十二分四十九秒の点 八　北緯三十五度二十八分四十四秒、東経百三十五度二十二分二十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百九十五　海上自衛隊小松島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	徳島県小松島市	和田島町字洲端四番地三
対象防衛関係施設の区域	徳島県小松島市	和田島町字洲端（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	徳島県小松島市	豊浦町（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町、和田島町字洲端、和田島町字勢以元、和田島町字外開（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字塚の間、和田島町字遠見、和田島町字西浜手、和田島町字西林、和田島町字浜田、和田島町字浜塚（次の図面に示す部分に限る。）